

国立民族学博物館梅棹資料室規則

平成25年3月15日
規則第 3 号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立民族学博物館（以下「本館」という。）の梅棹資料室に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 梅棹資料室は、本館が所蔵する梅棹忠夫アーカイブズ資料（以下「梅棹アーカイブズ」という。）を整理、分析、保存し、もって日本の民族学研究史及び調査探検史並びに梅棹忠夫の学問体系の成立過程の解明等に資するため、研究者による参加型・成長型の梅棹忠夫デジタルアーカイブズを構築することを目的とする。

(業務)

第3条 梅棹資料室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 梅棹アーカイブズの整理分類、紙資料のデジタル化、映像音響資料の電子化、劣化資料の復元、関連資料の収集、資料管理、管理システムの構築・運用
- (2) 梅棹アーカイブズの専門的調査・分析、他の民族学研究資料との関連付け
- (3) 梅棹アーカイブズを学術研究等に活用するための支援
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な業務

(室長)

第4条 梅棹資料室に、室長を置き、本館の教授又は准教授のうちから館長が指名する者をもって充てる。

- 2 室長は、梅棹資料室の業務を統括する。
- 3 室長の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 室長が欠員となった場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第5条 第3条各号に掲げる業務に関する事務は、情報課がつかさどる。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、梅棹資料室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。